

令和3年4月14日

社会的養護関係施設第三者評価事業 評価調査者の有効期間等について

1. 本会研修修了者の有効期間について

本会が実施する以下の評価調査者「養成研修」及び「継続研修」修了者には、有効期間が設けられています。

- ・社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」養成研修会（平成24年度～開催）
- ・社会的養護関係施設第三者評価事業「評価調査者」継続研修会（平成26年度～開催）

【趣旨】

- 社会的養護関係施設における第三者評価の受審施設の要請等を踏まえ、評価調査者の資質の向上を継続的に図る必要があります。
- また、厚生労働省通知においては、概ね3箇年度ごとに、評価基準等の改定を検討することが定められており、直近の改定内容等を十分に理解した評価調査者が第三者評価を実施することが必要です。
- このため、平成27年2月の厚生労働省通知「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」の改定（平成27年2月17日付 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長 通知）において、直近の「養成研修」又は、「継続研修」を修了することが評価調査者の要件として定められ、それに伴い、本会の研修修了者（評価調査者）についても3箇年度ごとの有効期間が定められました。

(1) 第3期受審期における研修修了者の有効期間

有効期間：令和3年度（2022（令和4）年3月31日）まで※

研修開催時期	修了番号	有効期間
「養成研修」 平成30年2月、5月 令和元年年5月 令和3年3月	S18〇〇〇 S2019〇〇〇 S2020〇〇〇	<u>令和3年度 (2022（令和4）年3月31日)</u>
「継続研修」 平成30年3月、4月 平成31年4月	SK18〇〇〇 SK2019〇〇〇	※

※平成30年2月以降に実施した「養成研修」、「継続研修」の修了者の有効期間は、令和3年3月31日とされていましたが、令和2年8月6日付で、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設における第三者評価等の取扱いについて」が通知され、受審期限が1年延長されました。それに伴い、評価機関の認証期限および評価調査者の有効期限も1年延長し、令和3年度末までとしています。（第4期受審期は、令和4年度から令和6年度となります。）

(2) 有効期間の記載

「養成研修」及び「継続研修」の修了者に発行する修了証書に、有効期間を明記しています。

※令和3年3月末日を有効期限としている修了証の再発行は致しません。すでに送付している研修修了証に加え、令和2年8月6日付で発出された厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設における第三者評価等の取扱いについて」をもって、有効期限が1年延長されたことの証明としていただきます。

2. 各都道府県推進組織における「研修修了のみなし」の取扱いについて

本会が開催する評価調査者「養成研修」及び、「継続研修」の受講・修了をもって、各都道府県の定める「評価調査者養成研修」「評価調査者継続研修」の受講・修了とみなす取扱いに係る有効期間については、各都道府県の定めにもとづく取扱いとしています。

例) 本会の定める有効期間とあわせて、継続研修等の受講・修了を必要とする場合

例) 本会の定める有効期間とは別に、各県での評価調査者としての資格を継続する場合

等

3. その他

評価調査者の有効期間が切れた場合、厚生労働省通知（「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」）が定める「直近の社会的養護施設評価調査者養成研修又は継続研修を受講し、修了していること」とはなりません。

※「直近の研修」とは、第3期受審期においては、平成30年2月以降に本会が実施している「養成研修」及び「継続研修」をいいます。

社会的養護関係施設第三者評価事業 評価調査者の有効期間について（イメージ図）

●3 箇年度ごとの有効期間の考え方

以下のとおり、受審期ごとに有効期間を設けています。

第 1 期受審期			第 2 期受審期			第 3 期受審期			
H24 2012 年度	H25 2013 年度	H26 2014 年度	H27 2015 年度	H28 2016 年度	H29 2017 年度	H30 2018 年度	R1 2019 年度	R2 2020 年度	R3 2021 年度
養成研修 修了		→						
			経過的な取扱い※ ¹						
			継続研修 又は 養成研修 修了						
			継続研修 又は 養成研修 修了						

※¹ (.....→)

平成 24 年度・25 年度に本会が開催した評価調査者養成研修の修了者の有効期間については、厚生労働省と協議し、経過的に平成 29 年度末までの有効期間とする。

※² (====→)

第 3 期受審期（平成 30 年度～令和 2 年度）については、厚生労働省通知「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的養護関係施設における第三者評価等の取扱いについて」（令和 2 年 8 月 6 日、子発 0806 第 1 号 社援発 0806 第 1 号）により、評価の期間を 1 年延長し、令和 3 年度末までとしている（第 4 期受審期は、令和 4 年度～令和 6 年度）。

それに伴い、評価機関の認証期限および評価調査者の有効期限も令和 3 年度末までとしている。